

JCPACK 規約

1. サービスの目的
2. 会員資格等
3. 営業日及び営業時間
4. 各サービス規約
5. 義務
6. 任意解約
7. 欠格条件
8. 連帯保証
9. 届出
10. 禁止行為
11. 免責
12. 契約の解除及び除名、期限の利益の喪失
13. 損害賠償
14. 守秘義務及び会員情報または個人情報の取扱い
15. 反社会的勢力の排除
16. 管轄権の合意

第1条 サービスの目的

1. 有限会社ジャパン・キャリアー（以下、「JC」という）は、以下のサービスで構成される自動車の総合流通システム（以下、「JCPACK」という）を、JCが予めその利用を認めた事業者（以下「会員」という）に対して提供する。
 - (1). JCAABID サービス：会員に対して、JCが参加するオークション会場（以下、AA会場という）において、車両の入札・落札・出品の代行を行う。
 - (2). JC輸送サービス：会員がAA会場で落札した車両、AA会場に出品する車両及び会員が管理する車両の利用輸送を行う。
 - (3). JC書類代行サービス：会員がAA会場で落札した車両及び会員が管理する車両に関する車検証等の書類を会員に代わって管理し、輸出手続き等に関連する必要な書類サービスを提供する
 - (4). JC輸出代行サービス：輸出手続きに関する検査手配、通関代行及び船積み手配等の代行
2. JCは、自ら提供するJCPACKを通じて、会員並びにJCの繁栄と自動車業界及び社会全般の発展に寄与する。

第2条 会員資格等

1. JCPACK利用対象者は、以下の資格要件を満たす者に限る。
 - (1). 公安委員会より中古自動車取扱古物商許可証（以下「古物許可証」という）を取得し、現にこれを保有していること。
 - (2). 常設の展示場を有し、同施設において現に営業していること。
 - (3). JCの行う資格審査に合格すること。
 - (4). JCPACKに参加するための契約書をJCと締結し、契約期間中であること。
2. 登録期間は登録の日から1年と定め、登録期間満了の1ヵ月前までに当事者双方のいずれかからも書面による特段の意思表示がない場合には、本契約は期間を1年として自動的に更新され、以後も同様とする。

第3条 営業日及び営業時間

JCは、原則として毎週月曜日から土曜日の9時から17時30分までを営業時間と定める。（日曜日及びJCが別途定める日を除く）

第4条 各サービス規約

1. JCは、JCPACK及び第1条に掲げる各提供サービスの詳細及び運営については、本規約のほか、下記に定める諸規約（以下、本規約と総称して「本規約等」という）に定める。

(1)	オークション代行サービス	JCAABID サービス規約
(2)	輸送サービス	JC輸送サービス規約
(3)	書類代行サービス	JC書類代行サービス規約
(4)	輸出代行サービス	JC輸出代行サービス規約

2. JC は、本規約等の改定を必要と認めた場合は、各規約毎に随時任意にこれを改定することができ、この場合、改定した内容を JCPACK に関する Web サイト上において掲示する。改定後の本規約等についてはその適用開始日以降の取引に適用されるものとし、それより前の取引についてはその適用開始日以降の取引に適用されるものとし、それより前の取引については従前の例による。

第5条 義務

1. 会員は、本規約等でそれぞれ定める規約、細則または JC との契約事項を遵守し、これらを理解した上で JCPACK を利用しなければならない。
2. 会員は、JCPACK の会員番号およびパスワードを適切に保管及び管理しなければならない。
3. 会員が JCPACK の各サービスを利用した場合、本規約等にそれぞれ定める料金を、JC が定める支払方法を用いて支払期限までに支払わなければならない。
4. 会員が前条1項の各サービスの利用において、JC に対する支払いを遅延した場合、JC は会員に対して、各サービスを利用を停止することができる。その場合、会員はそれまで利用したサービスに対する JC への債務を速やかに支払わねばならない。
5. JC は、JCPACK の各サービスに関し、JC が会員に対して負担する債務と、本規約等又は本規約等に限らないその他の契約等に基づき JC が会員に対して有する債権とを、その債権債務の期限にかかわらず、いつでも対等額において相殺できるものとする。

第6条 任意解約

1. 会員は、JC への参加契約を解除して退会しようとするときは、会員任意退会申請書に所定の事項を記入して JC に提出の上、JC に対する全ての債務の支払いが完了したことを JC が確認した後に解約となる。
2. JC は、前項の規定による書類を受領した時は、遅滞なく退会処理を行い、これが完了したときに、当該会員に通知する。

第7条 欠格条件

次の各号のいずれかに該当する者は、JC の会員となることができない。

- (1). 暴力団、暴力団関係企業、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）である場合、または反社会的勢力であった場合、もしくは反社会的勢力と関係している場合
- (2). 代表者が刑法、古物営業法その他の法令に違反したことがある場合
- (3). 信用状態の重大な悪化が生じ、またはその虞があると認められる相当の事由があると JC が判断した場合
- (4). JC が会員として相応しくないと認めた場合

第8条 連帯保証

1. 会員の代表者は、当該会員が JC に対して負う一切の債務につき、当該会員と連帯して保証

しなければならない。但し、JC が認めた場合はこの限りでない。

2. JC が要求する場合、前項の代表者に加えて、JC の承認する別の連帯保証人（以下「連帯保証人」という）を定めなければならない。但し、JC が定めた場合はこの限りでない。
3. 連帯保証人は、原則として会員の代表者とは所在地の異なる、満 20 歳以上 70 歳未満の者でなければならない。
4. 第 1 項または第 3 項の連帯保証につき、別途極度額の定めがある場合は、当該極度額を連帯保証の限度額とする。

第9条 届出

1. 会員は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するに至った時は、ただちに JC に通知し、JC の指示に従わなければならない。
 - (1). 商号、代表者、取引口座、本社所在地等、JCPACK 入会時において登録した情報に変更があったとき
 - (2). 第 2 条に定める会員資格要件を具備しなくなったとき
 - (3). 第 7 条に定める会員欠格要件に該当することとなったとき
 - (4). 連帯保証人を変更しようとするとき
 - (5). 解散、合併、分割、営業の全部または重要な部分を譲渡しようとするとき
 - (6). 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他法的整理手続きの申立てを行ったとき、あるいは JC が申立てを受けた事実を知ったとき
 - (7). 所在地管轄の公安委員会から古物営業法に基づく古物商としての営業停止またはまたは古物許可証の取り消しの処分を受けたとき
2. JC は、会員が事前に通告することなく当該会員の JCPACK の利用を制限、停止あるいは参加契約を解除することができる。

第10条 禁止行為

会員は次の行為をしてはならない。

- (1). 第三者に対し、JCPACK の会員番号、パスワード等を開示、漏洩、貸与または譲渡すること
- (2). 第三者に対し、自己の名を以って JCPACK を利用させること
- (3). JC、他の会員、提携会場またはその会場会員、あるいは JC の提携業者等の信用をおとしめ、もしくは利益を損なうことを喧伝すること
- (4). JC が定める規約、細則、諸契約に違反すること
- (5). その他 JC が不相当と認めること

第11条 免責

1. JC は、以下の場合においても、法令または本規約で別に定める場合を除き、これを賠償する責めに任じない。
 - (1). 会員が、JCPACK 及びその他サービスを利用したことによって損害を被った場合

- (2). 会員が、JCPACK 及びその他サービス利用において、会員と一般顧客との取引において会員に損害が発生した場合
 - (3). 会員が、自らのコンピュータシステムまたは設備等の故障もしくは不調等、不測の事態により JCPACK を利用できず、損害を被った場合
 - (4). その事由の如何を問わず、第三者に ID 及びパスワードが登用され、損害が発生した場合。
 - (5). JC のコンピュータシステム、サーバーまたは設備等の故障もしくは不調等、不測の事態により JC が JCPACK を適切に運営できず、会員が損害を被った場合
2. JCPACK のシステムまたは設備等に外部からの侵入等不測の事故が発生し、正常な運営ができない若しくは正常な運営ができなかったと JC が判断した時は、会員は JC の裁定に従うものとする

第12条 契約の解除及び除名、期限の利益の喪失

1. JC は、会員が下記の各号の一に該当したときは、何らの通知・催告なくとも、契約を解除及び当社から除名できるものとする。
 - (1). JC の本規約等及び JC が参加する AA 会場の諸規約、諸規定、諸契約に違反したとき。
 - (2). 差押、仮差押、競売の申立、公租公課滞納処分又は支払いの停止、破産、会社更生手続き開始、会社整理、民事再生もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 - (3). 会員が個人の場合、死亡したとき、又は後見、補佐、補助開始の審判を受けたとき。
 - (4). 会員又は会員の代表者に会員として著しく不適切な行為があったとき。
 - (5). 監督各庁より営業の取消、停止の処分を受けたとき。
 - (6). 会員としての資格を失ったとき。
 - (7). 住所変更の届け出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由によって、JC に会員の所在が不明となったとき。
 - (8). 営業譲渡、変更、解散の決議、又は他の会社と合併したとき。
 - (9). 経営（信用及び財務）状態が相当悪化または、その虞があると認められたとき。
2. JC は前項による契約の解除及び除名がなされた場合、契約の解除に伴う損害賠償その他財産上及び非財産上の請求を行うことができる。
3. JC は、JCPACK のシステム及び JC によるサービスを廃止する場合には、書面による 1 ヶ月前の予告を行うことにより、契約を解約することができる。この場合、JC は会員の被る損害について賠償の責めを負わない。

第13条 損害賠償

会員が不正な方法により JCPACK を利用し、JC に対して損害を与えた場合、当該会員はこれを賠償しなければならない。

第14条 守秘義務及び会員情報または個人情報の取扱い

1. JC 及び会員は JCPACK や JC との取引を通じて知り得た相手方の機密を公表し、又は第三

者に漏洩してはならない。但し JC、及び JC が参加する AA 会場の諸規約、諸規定、諸契約、参加マニュアル等関係規定において、JC が会員の情報を開示できるものと定められている場合は、この限りでない。

2. 前項に関わらず、JC は会員情報、会員の代表者等の個人情報または車両所有者の情報（について、JCPACK を円滑に運営するため、必要と認める範囲内において、業務委託先または業務提携先等に提供することがある。
3. 会員は、契約に関連・付随して知り得た JC の技術上の機密情報、及び出品情報のスタート価格、その他営業上の機密情報に関して一般顧客を含む第三者に開示または漏洩してはならない。
4. 前項までの規定は契約終了後も適用されるものとする。

第15条 反社会的勢力の排除

1. 会員は、JC に対し、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当することを表明、確約する。
 - (1) 暴力団、(2) 暴力団員、(3) 暴力団員でなくなってから 5 年を経過しない者、(4) 暴力団準構成員、(6) 暴力団関係企業、(7) 社会運動等標ぼうゴロ、(8) 特殊知能集団、(9) その他前各号に準ずるもの
2. 会員は、JC に対し、現在又は将来にわたって、前項各号の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という）と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明、確約する。
 - (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係、(2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係、(3) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係、(4) その他反社会的勢力等との社会的に避難されるべき関係
3. 会員は、前各号の該当性の判断のために、JC より調査の要請を受けた場合、その調査に協力し、これに必要な資料を提出しなければならない。
4. 会員は、JC に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為、(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為、(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて JC の信用を毀損し、又は JC の業務を妨害する行為、(5) その他前各号に準ずる行為
5. 会員は、JC に対し、前各号のいずれかに違反すると認められる場合及び前各号における表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、JC は、会員に対して、何らの催告をせず、JCPACK への利用の制限を実施するとともに、これにより被った損害の賠償を求めることができる。
6. 会員は、JC に対し、前項により取引等の参加の制限および取引契約を解除された場合、これにより発生した損害について賠償ないし補償を求めることはできない。

第16条 準拠法及び管轄権の合意

本規約等の成立及び効力は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。JCPACKの利用に関し、JCと会員間に生じた紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

20201023 AA 代行サービスの呼称を、AABID サービスに変更